

過疎地域自立促進計画（案）に対するご意見をお寄せください

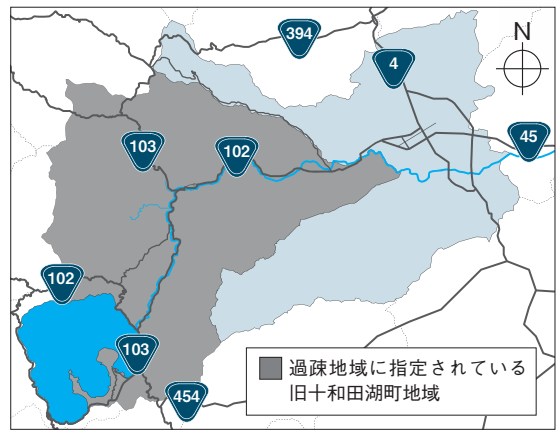
本市は平成22年度から27年度までの6年間で計画期間とする「十和田市過疎地域自立促進計画」の原案を作成しましたので、主な概要をお知らせします。この計画は、過疎地域に指定されている旧十和田湖町地域の事業について、国から財政的に有利な措置を受ける際の根拠となるものです。本計画の策定に向けて、市民の皆さんから原案についてのご意見をお待ちしています。

受付期間 9月16日(木)まで
提出方法 郵送、FAX、Eメール
※詳細は、市ホームページまたは企画調整課（市役所新館2階）にある冊子をご覧ください。

問い合わせ先
企画調整課政策推進係
☎ 5111 内線166
FAX 249616
towada-kiakaku@net.pref.aomori.jp

過疎地域自立促進計画とは

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域に指定された市町村が、当該地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などに寄与することを目的として策定する計画です。



■ 過疎地域に指定されている旧十和田湖町地域

■ 施策区分に応じた対策

▼ 産業の振興

農林水産物の加工施設や展示販売施設を活用した農林水産業の振興および生産基盤の整備、観光レクリエーション施設の充実、体験型・滞在型観光メニューの充実などを図ります。

▼ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

国道103号青樺山バイパスの早期完成の要請、冬期間における除雪体制の強化、東北新幹線「七戸十和田駅」からの二次交通の充実、防災行政無線施設の維持・修繕、地上デジタル放送移行に伴う難視聴地域解

消対策などを図ります。

▼ 生活環境の整備

水道水源の確保と保全、消防施設の整備、地震時の危険性や衛生上の問題などから、利用計画のない公共施設の解体撤去を行います。

▼ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

介護予防事業の推進、地域包括支援センターを中心とした総合的な高齢者支援の取り組み、地域の保育需要に応じた特別保育事業の実施、健康相談および健康教育の保健事業などを推進します。

▼ 医療の確保

十和田湖診療所における平日診療

および訪問診療の実施、医療機器の計画的な整備や市立中央病院と連携した地域医療の充実などを図ります。

▼ 教育の振興

小・中学校施設の耐震補強などの改修や、遠距離通学のためのスクールバス運行、老朽化する運動公園などの体育施設の整備充実などを図ります。

▼ 地域文化の振興等

国指定の重要文化財および天然記念物、市指定の無形民俗文化財などの適切な保護・保全などに努めます。

▼ 集落の整備

地域リーダーの養成やコミュニティ組織の強化などを図ります。

十和田市過疎地域自立促進計画（案）の構成

1. 基本的な事項
 - (1)十和田市の概況
自然的・歴史的・社会経済的諸条件、過疎の状況等
 - (2)人口及び産業の推移と動向
 - (3)行財政の状況
 - (4)自立促進の基本的な方向
 - (5)計画期間
2. 産業の振興
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
4. 生活環境の整備
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
6. 医療の確保
7. 教育の振興
8. 地域文化の振興等
9. 集落の整備

計画（案）は市ホームページまたは企画調整課にある冊子をご覧ください。

